



隠岐の島町商工会
Okinoshima-cho Shokokai

平成 31 年 4 月 発行

No.23 号

商工会 電話：2-1157

温水プール横桜並木のライトアップ



【ゴールデンウィーク休業のお知らせ】

4月27日(土)～5月6日(月)まで休業いたします。急な用件につきましては、休日対応携帯電話 080-2946-1898 へお電話ください。

令和元年度 島根県 事業承継新事業活動支援助成金(お知らせ)

公募期間：時期未定（検討される方は、島根県のホームページ情報に常時注視ください。）

対象者：10年以内に事業承継を行う予定の中小企業者

2年前から10年後までの間に事業承継を実施、または行う予定の中小企業者（経営革新型のみ）

対象事業：●事業承継計画作成・実施事業 ●人材育成事業 ●新商品・新サービス開発、業務・施設等改善収益向上事業

●販路開拓事業 ●第三者承継促進事業

補助率：補助対象経費の2分の1（経営革新型は、3分の2）

助成額：1事業あたり上限100万円～200万円

事業期間：事業採択日の属する年度の2月28日まで

職員の異動について

三月末日をもって、勝部経営指導員が邑南町商工会に異動、後任に高尾昌宏が経営指導員として採用になりました。

勝部 宏樹 人事異動のご挨拶

平成三十一年三月三十一日をもって、隠岐の島町商工会から邑南町商工会へ異動となりました。会員の皆様、三年間ではございましたが、大変お世話になりました。多くの仲間と多くの思い出ができたことを嬉しく思っております。人生においても、大変貴重な経験ができたと思っております。どうか皆様のご健康とご多幸、またご活躍を心からお祈りしまして、お礼方々ご挨拶とさせていただきます。またどこかで、お会いできますこと祈りながら、三年間ありがとうございました。

【採用】

高尾 昌宏（たかお まさひろ）

この度、四月一日付けで、経営指導員として新規採用になり、隠岐の島町商工会に赴任させていただきました。雲南市三刀屋町の出身で、今年二十七歳になります。

自然豊かな隠岐の島町で、人との関わりを大切にして、色々なことを学ばせていただきたいと思います。

隠岐の島町で、経営指導員生活一年目がスタートするということで、初めての事ばかりで、不慣れな点が多々あると思いますが、会員の皆様の発展のために、一生懸命頑張ります。

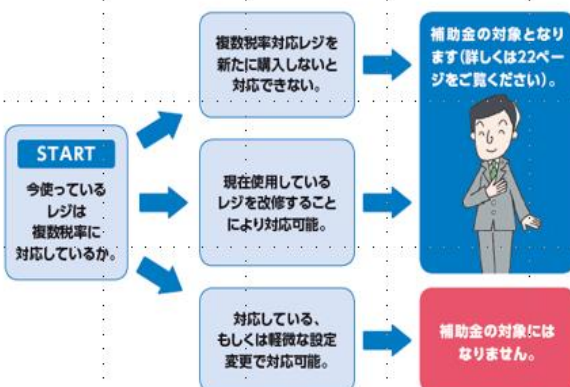
令和元年 10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます。



「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に消費税の「軽減税率制度」が令和元年10月1日から実施されます。

■複数税率対応レジの導入等に補助金が受けられる場合があります。

複数税率対応レジを新たに購入する場合や改修によって対応する場合は、補助金制度の活用を検討しましょう。



事業者向け 隠岐の島町 若年者の町内就職者を促進する事業補助金（お知らせ）

事業期間：平成30年度～令和2年度の新規採用者まで

対象者：申請年度の4月1日時点で、30歳未満の新規学卒者またはU・Iターン者
新規学卒者＞申請の前年度に大学・専修学校・高等専門学校・高等学校・特別支援学校
 ・中学校・県立東部高等技術校・県立農林大学校を卒業した者
U・Iターン者＞本町に転入した者

雇用条件：①町内に住所を有し町内で勤務をすること ②所定労働時間が週30時間以上
 ③雇用期間の定めがないこと、ただし、U・Iターン者については、本町への転入日の前後180日以内に雇用契約を締結した者に限る

問合せ：詳しくは、**隠岐の島町商工観光課商工労働係**まで（電話：2-8575）

事業者向け 隠岐の島町店舗等改善事業費補助金（お知らせ）

消費者が安心・快適に利用できる商業環境の整備に取り組む事業者を支援し、地域商業の振興に寄与することを目的として、補助金をご用意しています。

【対象業種】小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業

※以下の方は対象外です。

- ・町税等の滞納がある方
- ・宗教、政治・経済・文化団体
- ・国または地方公共団体からの運営委託および指定管理による事業の方

補助の対象となるのは、**主として来客のため**に利用する設備、空間の整備です。

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
クレジット・電子マネー決済端末	・端末購入費用 ・設置作業費	2/3	100,000円
トイレ改修	・和式トイレの洋式化に係る費用 ・洋式トイレの温水機能付き化に係る費用 ===== ※上記に係る下水道接続工事費を含む。 ※下水道接続の受益者負担金は対象外 ※下水道の供用開始区域の場合は接続が必須。未供用区域の場合は、供用開始後の速やかな接続の誓約が必要。 ※住宅併用店舗で、住人用と店舗用で供用となっているトイレは補助対象外。	2/3	600,000円
無線LAN機器（Wi-Fi）設置	・無線LANルーター等機器購入費用 ・機器設置工事費 ※レンタル・リースに係る経費は対象外 ※引込工事費分担金は対象外	2/3	宿泊業 300,000円 その他の業種 50,000円

問合せ：詳しくは、**隠岐の島町商工観光課商工労働係**まで（電話：2-8575）

事業開始（補助対象経費に係る発注）前に申請が必要です。必ず申請前に、事業内容をご相談ください。

～ しげさパレード参加のご案内 ～

観光シーズン幕開けとなる、恒例イベント「しげさ踊りパレード」が、今年5月11日（土）に西郷港前の天神通り（合銀西郷支店前周辺）にて開催されます。商工会も参加しますので、是非一緒に踊ってくださいませ。

会員事業所様、従業員の方、ご家族、女性部、青年部、関係団体の皆様、お誘い合っでご参加をお願いします。

1,500人の総踊りで、隠岐の島町の観光幕開けを盛り上げましょう！

参加下さる方は、5月8日（水）までに商工会へ電話（2-1157）等で連絡ください。パレード終了後懇親会を行いますので併せてご参加ください。

